

令和8年度寒河江市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するため、新規に婚姻した世帯の住宅賃借費用等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に住宅を賃借した際に要する費用のうち、賃料（1か月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（1か月分に限る。）及び仲介手数料をいう。この場合において、勤務先が貸主との間で住宅の賃貸借契約を締結しているとき、又は勤務先が所有する社宅等に入居し、勤務先に賃料相当額を支払っているときの賃料は、給与明細等により支払が確認できる賃料相当額とする。
- (3) 引越費用 婚姻を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等へ支払う費用をいう。
- (4) 社宅等 勤務先から貸与されている社宅、官舎、寮等をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも

該当する世帯とする。

- (1) 第6条に規定する申請時点で、夫婦の双方又は一方の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票に記載された住所をいう。以下同じ。）が、賃借した住宅の住所又は引越後の住宅の住所となっていること。
- (2) 夫婦共に、婚姻の時点で39歳以下であること。
- (3) 直近の所得証明書により確認できる、前年分又は前々年分の夫婦の合計所得金額を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、前年度以前に本補助金の交付を受けたことがないこと（他自治体が実施する結婚新生活支援事業を含む。）。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けていない世帯であること。
- (6) 新婚世帯に寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (7) 夫婦の双方が、次に掲げる講座又は相談のいずれかを受講等していること。
 - ア ライフデザイン支援に関する講座
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参加のための講座を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った住居費及び引越費用とする。ただし、住居費の交付については1回に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住居費から当該住宅手当の額を控除した額とする。）とし、上限額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻の時点で夫婦共に29歳以下の世帯 60万円
- (2) 前号に掲げる世帯を除く世帯 30万円

2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、寒河江市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本（婚姻を機に賃借した住宅又は引越後の住宅へ異動後の住民票）
- (3) 夫婦の所得証明書（申請時点において直近のもの）
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額を確認できる書類
- (5) 住宅の賃貸借契約書等の写し（住居費に係る住宅のもの。社宅等の場合は、社宅使用契約書、入居決定通知書等の写し）

- (6) 住宅手当の受給額を確認できる書類
- (7) 住居費の領収書等の写し（社宅等の場合は、給与明細等の写し）
- (8) 引越費用の領収書等の写し
- (9) 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人を確認できるもの）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定及び額の確定を行い、寒河江市結婚新生活支援事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（状況の調査等）

第8条 市長は、必要があると認めたときは、補助対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。